

# 難民支援協会 2023年度 年次報告書

## JAR ANNUAL REPORT



# 難民支援協会（JAR）25周年 — 難民支援を、皆さまとともに —

難民支援協会は、2024年7月、25周年を迎えました。

設立以来、約8,000人の方々を支援してきました。ここまで歩み続けてくることができたのは、支援者の皆さまのおかげです。毎月継続して寄付をくださる「難民スペシャルサポーター」をはじめ、さまざまな個人、団体の方からもご支援をいただき、はじめてこのような規模で活動することができます。

それとともに、ご支援は、難民支援活動への共感や応援であり、難民の存在を可視化させるものと大切に受け止めております。

難民は、国籍国からの保護を求められず、多くが日本でも不安定な立場におかれます。寄り添い、声に耳を傾ける人がいなければ、より”見えない”存在になってしまう。難民を取り巻く状況は私たちの問題でもある。皆さまにこの活動を知っていただき、ご支援をいただきたい理由です。

これからも、私たちの活動、日本に逃れてきた難民へのご支援をどうぞお願いいたします。



参議院総務委員会に出席する石川えり

25周年に際し、ウェブサイトにも活動や出来事をまとめました。ぜひご覧ください。



# 代表メッセージ

日本に逃れてきた難民の「苦渋を傍観するにたえず、同じ人間として支援したい」と1999年に設立してから25年間、難民を取り巻く状況にはさまざまな変化がありました。日本で難民認定される人の数は昨年最多となり、認定を受ける人の国籍も多様化しています。日本に難民が逃れてきていることが広く知られるようになりました。しかし、国際的に見れば難民認定の基準はとても厳しく、私たちが目指す難民保護に特化した法律や難民保護のための独立的な機関はまだ実現していません。

私たちは、難民の方が失った権利を回復し、必要なときには支援が行き届くとともに、それぞれの方が持つ力を活かして社会の一員となることを目指し、あきらめず、活動を積み重ねてまいります。難民の方が増えている今、よりさまざまな方と協力したり対話したいと考えています。

皆さまのご支援に感謝申し上げますとともに、これからも、どうぞよろしくお願いいたします。



代表理事

石川えり

## 難民支援協会（JAR）のビジョンとミッション

### ビジョン

難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ

### ミッション

日本に逃れてきた難民が、  
厳しい状況を乗り越え、  
自らの力を活かして  
希望を持って生きられるよう、  
一人ひとりに向き合い支援します

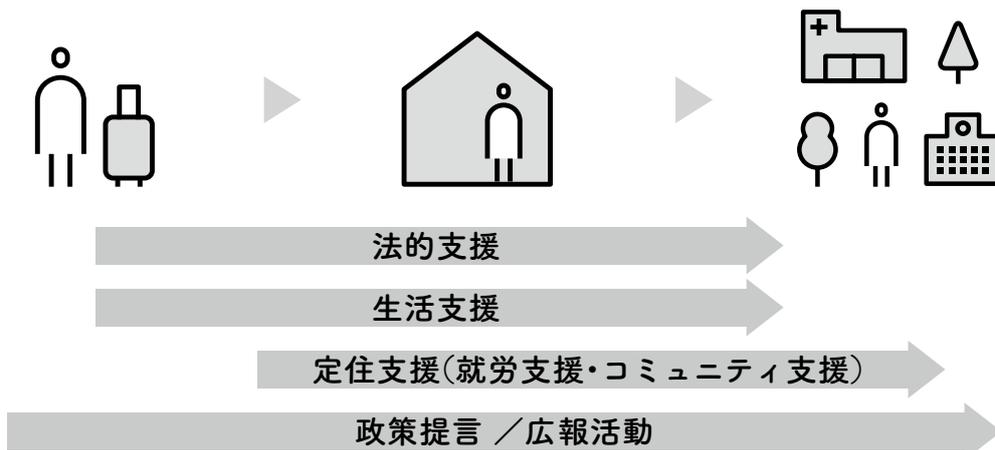
日本で生きる難民を取り巻く  
制度や仕組みを改善し、  
難民への理解と共感が  
社会に広がるよう活動します

### JARの取り組み

日本に逃れてきた難民は、来日直後から難民申請手続きが分からない、住居や就労許可もないなどの現実と直面します。

難民審査の見通しに不安を抱えながら、なんとか生活するものの、厳しく孤立した状況が続きます。

将来を見通せる安定した在留資格と、社会や地域とのつながりを持ち、安心して暮らせることを目指します。

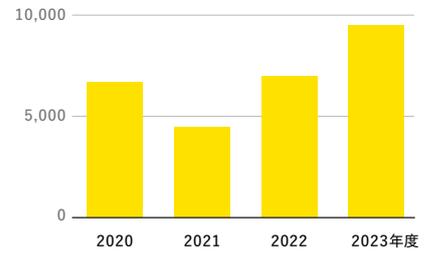


難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ

数字で見る2023年度のJAR (2023.7.1 - 2024.6.30)

日本での難民申請者数の急増(P.6)。JARへの相談も昨年度に続き多く、特に上半期(2023年7月~12月)はひと月で約600人が事務所を訪れました。支援件数は過去最多、昨年度の1.4倍にのびりました。特に住まいに関する課題は深刻で、野宿をしているといった相談に多く応じました。このような支援現場で見える実態から、JARでは、難民申請者への公的支援が停滞していることをいち早く認識。政策提言や社会への発信の活動につなげ、一定の成果も見られました(P.10-P.11参照)。

JAR 支援件数



71 か国

本年度、JARが支援をした難民の出身地域は、アフリカが最大で、そのほか、中東、南アジアなど多岐にわたりました。

難民申請の手続きや日本での生活について、対面やリモートでカウンセリングを行い、個別に支援を提供しました。→P.7-P.9

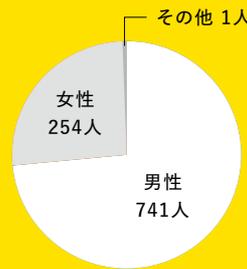
996人 9,535件

昨年の1.4倍の支援件数で、  
当会として過去最多です

南北アメリカ 6人  
東南アジア 23人  
東アジア 38人  
南アジア 123人  
中央アジア 4人  
ヨーロッパ 3人  
その他・無国籍 13人



※多重国籍者は各国にてカウントしたため、合計は996人にならない。



法的支援

2,779 件

事務所 1,476件  
リモート 1,188件

外部115件



生活支援

6,247 件

事務所3,057件

リモート2,811件

外部379件



就労支援

509 件

事務所193件  
リモート 289件

外部27件

※リモートでの支援:  
電話やメール、オンラインビデオ通話によって行った  
相談・支援です。食料配送は含んでいません。

# 5,200 件以上

日々の食事に困る方へ食料品類を配送したり、事務所で  
お弁当などの食事提供も行いました。→P.8



ホームレスの状況にある難民に対し、シェルター(宿泊場所)や宿泊  
費を提供しました。→P.8



# 288 人



# 107 人 272 件



病院との交渉や診療費の支援  
を通じて、医療につなげました。  
→P.8

難民申請中の不安定さから体調不良を訴える人が多く、  
出産支援も重なり、昨年度比**1.8**倍の医療支援に奔走しました

# 194 人



企業の探し方や履歴書の書き方、日本語の学び方など、  
就職を希望する難民からのさまざまな相談に応えました。  
ご自身で就職先を見つける方も多ですが、職場にスム  
ーズに定着。一部の方には就労前準備コースも提供しま  
した。→P.9

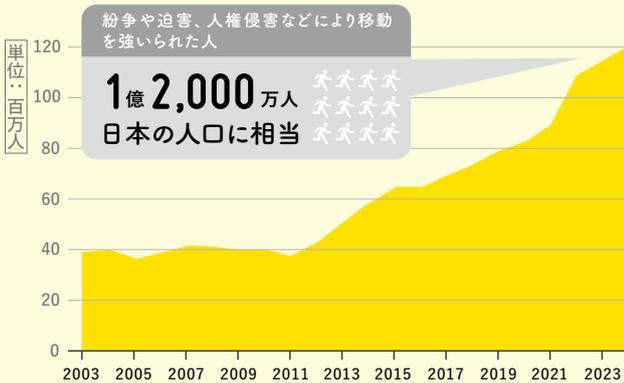


集住地域において、関係機関向けの勉強会の開  
催やアドバイスなど、住民である難民と地域社会  
とを橋渡しする取り組みを行いました。※各難民、  
難民コミュニティ、関係機関、地域住民を含むの  
べ数→P.9

# 約 550 人

# 世界と日本の難民動向

**世界**で、紛争や迫害、人権侵害などにより移動を強いられた人は、2024年5月時点で1億2,000万人に達しました。過去最多、12年連続の増加です。スーダン、コンゴ民主共和国、ミャンマー、パレスチナ、シリア、アフガニスタン、ウクライナでの情勢など、新たに勃発した紛争に加え長期化した危機が解決していないことが、増加の背景にあります。



出典: UNHCR「Global Trends 2023」 グラフは、難民、庇護希望者、国内避難民、その他の国際保護を必要としている人を合わせた人数

難民問題が拡大し複雑化する中、4年に1度の国際会議「グローバル難民フォーラム」が2023年12月に開催されました。約300人の難民代表や、政府、市民団体、企業など計4,200人が参加。1,600件以上の支援の「誓約（プレッジ）」とともに、支援経験や知見の共有がなされました。なお、次の開催までの4年間共同議長を務める日本は、社会全体で取り組む難民支援の推進が期待されます。日本国内での支援の尽力も求められます。

**日本**でも、難民申請者数は過去2番目に多い人数となりました（13,823人）。申請者への公的支援「保護費」は今まで以上に不足し、民間の支援団体は野宿状態の方などからの相談に対応を尽くす事態となりました。2023年11月、国会で成立した補正予算に保護費関連の予算が初めて盛り込まれることとなり、保護費へのアクセスは徐々に改善されました。しかし、年度が変わった24年4月以降、再び事態が後退しています。保護の体制が拡充され、生きるための最低限の権利が守られる必要があります（P.10参照）。

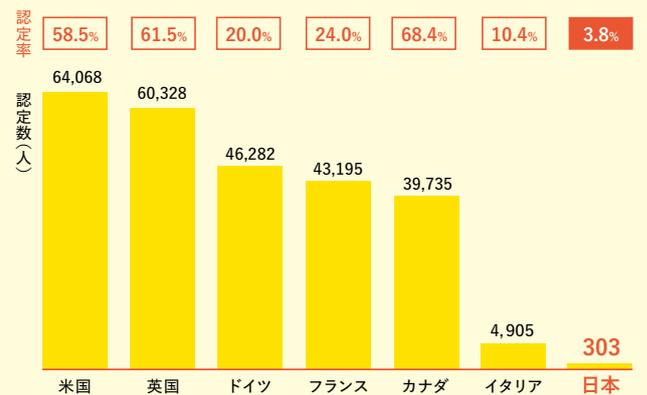
難民認定数は過去最多の303人でした。トルコ(3人)、ガンビア・ナイジェリア・バングラデシュ(各1人)など、近年ほとんど認定がなかった国籍の方が認定されたことは特徴です。ただ、認定された人の78%(237人)はアフガニスタン出

身者でした。ミャンマー出身者の認定は27人にとどまります（一次審査・審査請求での不認定は1,611人）。

また、12月から「補完的保護対象者」の認定制度が始まり、24年2月までに647人が認定されました。うちほぼ100%がウクライナ出身者です。保護のための方法が1つ増えたと言えますが、どの国の出身者であっても包括的で公正に保護できる制度が必要です。

23年の国会で可決された改正入管法が24年6月施行され、3回目以降の難民申請者等の送還が可能となりました。申請回数に基づいて送還を可能とするものの危険性は明らかで、同年1月にも名古屋高裁で、3回目の難民申請を不認定とした処分を取り消し、難民認定するよう命じる判決が下されました。日本の難民認定基準は国際基準と乖離し、また制度の透明性・公正性に課題が多く指摘される中での改正法施行です。法の施行状況が注視される必要があります。

## 各国 難民申請者数比較 (2023年)



出典: UNHCR Refugee Data Finder, 出入国在留管理庁資料より作成

## 日本における難民申請者・認定数 10年間の推移



出典: 出入国在留管理庁資料より作成



## 法的支援

### LEGAL ASSISTANCE

# 難民認定のために

弁護士と連携し、保護されるべき人が  
速やかに難民認定を得られるよう支援します。

逃れた先で「難民」と認定されることは、迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放されることを意味します。人としての権利を回復し、新たに日常を立ち上げるためには、難民認定を得ることは非常に重要です。日本の難民認定基準は極めて厳しいですが、JARは、保護されるべき人が難民認定を得ること、そのために必要な弁護士などの協力者を増やせるよう取り組んでいます。

#### 事業内容

- ・難民条約や申請手続きの情報提供
- ・難民認定申請書類の作成サポート
- ・収容施設にいる難民申請者への面会
- ・プロボノ弁護士／事務所の開拓と連携強化

#### 協働先

- ・弁護士
- ・法律事務所
- ・通訳、翻訳者  
など

#### 法的相談・支援件数

事務所、法律事務所・  
収容施設など外部、リモ  
ート(オンライン、電話、  
メール)での支援の合計

2,779  
件

## REPORT 1

### 一人でも多くの難民認定を目指して - 弁護士との協働の強化



難民申請書類の提出、審査の面接への助言などに弁護士の支援が得られるかどうかで、難民認定の結果が左右されることも少なくありません。そのため弁護士との協働に力をいれてきましたが、これまでの試行や実績が実を結び、本年度は新たに、日本司法センター(法テラス)の指定相談場所としてJAR事務所を登録。関東弁護士会連合会(関弁連)の有志のご協力をいただき、無料法律相談会を本格開始しました。この関弁連の相談会を含め、本年度は41人の難民に弁護士を紹介しました。

難民申請手続きの専門性や経験を有する弁護士は限られているため、法曹関係者向けの勉強会や、初めて担当する弁護士と経験ある弁護士とのマッチングなども行いました。

### 難民認定を受けたイエメンの方からの メッセージ

難民認定の結果を聞いた時はうれしくて涙が出ました。こんな幸せな気持ちになったのは本当に久しぶりでした。認定を得るまでは大変でした。はじめてJARに来た時は少し不安でしたが、何度か来るうちにこの団体は信頼できるとわかりました。JARがしてくれた全てに感謝しています。家族のようだと感じます。

難民となる前は自分が国と家族を離れて逃れるとは想像すらしていませんでした。家族、特に母と会えないことは辛いです。日本はいい国ですが、自分の国が恋しいです。母国では戦争のせいで大学を卒業することができませんでした。日本語を学んだ後に、できれば街の再建について勉強したいです。戦争で荒廃した国を立て直すことが私の夢です。



ようやく手にすることができた難民認定証明書



## 生活支援

### SOCIAL ASSISTANCE

# 生き抜く力を支える

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、  
来日直後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。

難民申請の結果を待つ期間は平均3年。その間、公的な生活支援は十分ではありません。多くの難民は今日明日をどう生き延びるかという厳しい現実と直面しています。ホームレスに陥る人もいます。JARは、モノやお金を「与える」だけでなく、その人の力を「引き出す」支援を通じて、一人ひとりに寄り添っています。

#### 事業内容

- ・個別のカウンセリング
- ・(カウンセリングを通じた) 医食住の確保、緊急支援金の支給
- ・医療機関、フードバンク等とのネットワーク拡大
- ・生活に関する情報の提供

#### 協働先

- ・病院
- ・自治体
- ・フードバンク  
など

#### 生活相談・支援件数

事務所、病院同行など  
外部、リモートでの支  
援の合計

6,247  
件

## REPORT 1

### 急増した新規入国者への宿泊先支援 - 公的支援拡充の必要性

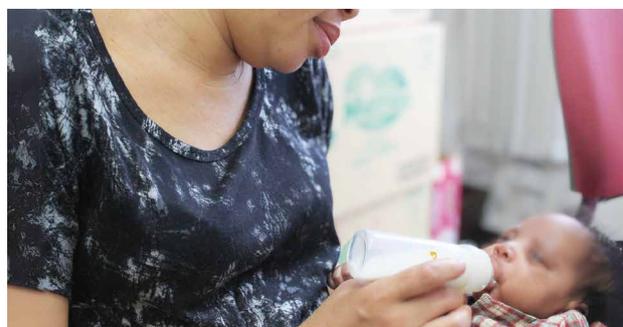


昨年度に続き、新たに来日した難民からの相談が絶えませんでした。特にホームレス状態の方々への対応では、難民申請者へのセーフティネットが脆弱な日本の課題が改めて露呈しました。「保護費」を受けるまで6か月以上待たされる方も珍しくなく、JARではその間を支える支援をできる限り行いました。一方、NPOとして宿泊先や資金の確保等に限界が生じ、女性や子どものいる家族など、より弱い立場にある方々を優先せざるをえなくなった結果、約20人が野宿を強いられることにもなりました。

他団体の協力もあり、最終的にこれらの方々への宿泊先は確保されました。最低限の生活が保障される必要があります。引き続き、支援現場の声を制度改善につなげていきます(P.10-P.11も参照)。

## REPORT 2

### 多様化するニーズへの対応 - 医療支援や出産支援の増加



医療面の支援も大きな割合を占めました。慣れない日本での不安定な生活から体調を崩す方、持病があり治療が不可欠な方、重篤な疾患が見つかった方などに、迅速に適切な治療を受けるための支援を行いました。保険のない場合や継続的な治療が必要な場合など、連携している無料低額診療事業を行っている医療機関で適時に治療を受けることができ、約30人が継続受診しています。

また、本年度は常時10人前後の妊娠中の方々からの相談があり、出産支援に奔走しました。産院の確保、出産費用をどうするかなど、医療機関や自治体などの複数の関係者と、適時に連携をしなければならない難しさがあります。全員が安全に出産することができ、出産後のフォローアップも積極的に行っています。



## 定住支援

### INTEGRATION SERVICES

# 地域社会で暮らす 経済的に自立する

難民が、社会の一員として暮らせるよう、  
コミュニティでのつながりづくりや就労に向けて支援します。

JARは、職業紹介事業の許可を受け、就労資格のある難民と企業をつなぎます。支援に頼らず自立を望む多くの難民の働く意欲を支え、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援しています。また、地域の中で孤立してしまう難民は少なくありません。つながりを築き、自治体、学校、病院などと橋渡しをすることで、ともに暮らせる関係性を目指します。

※難民の定住に向けた取り組みを強化するため、これまでの「就労支援」「コミュニティ支援」を統合し、「定住支援」としました。

#### 事業内容

- ・就労前準備コースの提供
- ・企業と難民とのマッチング
- ・雇用先の開拓
- ・地域関係者への働きかけと連携強化
- ・難民コミュニティへの支援  
(子どもへのワクチン接種や物資支援等)

就労  
相談件数

509  
件

地域関係者との連携・  
難民コミュニティへの支援

約550  
人

## REPORT 1

### 日常生活からハウレンソウまで - 就労前準備コース



コロナ禍で難民の社会的孤立は深刻化し、対面で日本語を使う機会がなく、他者との距離感などコミュニケーション力そのものが低下。就労場面での日本語をいきなり指導してもどう使えばよいか戸惑う反応が多く見られました。そのため就労前準備コースを再構築し、日常的な会話をまずは重視しました。「さっそく使えた」「通じて楽しかった」など、意欲が上がりコミュニケーションの勘所を取り戻すことにつながりました。その上で後半では、職場での「ハウレンソウ」(報告・連絡・相談)や就労活動に必要なスキルを、語学面にとどまらず体系的に学びます。

前半には自治体や企業の方にも参加してもらい、一緒に話すワーク等も設けました。地域社会との関係性は職場への効果的な定着とも関連するため、今後も協働を通じた就労支援を予定しています。

## REPORT 2

### 地域が自ら課題の解決を図れるよう、 難民と地域社会をつなぐ



©大和市教育局

雇用を通じて経済的自立はできても、職場以外では難民本人と地域社会との繋がりは限定的です。そのため本人が抱える課題が解決されないままだったり、休日に発生した困り事にも職場の人が対応しなければならないなどが起こります。難民を「住民」として捉え、生活面や災害時などの課題に対応できるよう、関係性をそれぞれが広げる必要があります。そこで、難民コミュニティや自治体に、企業や住民も加えた連携を新たに進めました。例えば、自治体の外国人相談窓口の場所やその活用をテーマに話し合う機会では、難民だけが学ぶのではなく、企業や自治体内でも情報共有されることにも意義があります。また、パパ・ママ友のつながりに促すなど、住民同士の交流も支援しました。自治体職員向けには、難民支援専用の研修プログラムを導入しました。



## 政策提言・ネットワーク

### ADVOCACY & NETWORKING

# 難民受け入れ政策を促す

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。

適切な制度の実現と運用を目指して、関係者や市民団体とのネットワークを構築し、国会議員・各省庁等に働きかけるなど、難民支援・保護制度の改善に取り組みます。

## REPORT 1

### 難民申請者の「保護費」へのアクセス改善に向けて

生活に困窮する難民申請者を対象に、政府は「保護費」の支給を行っています。2023年の難民申請者数の増加を受け、公的支援である保護費へのアクセスがこれまで以上に悪化する事態が発生しました。JARでは、保護費の受給までの待機期間が長期化していることや、受給に向けた審査がほぼ停止状態にあることをいち早く認識し、他の支援団体と連携しながら、予算措置を求めて政府や国会への働きかけを行いました。

2023年11月に成立した補正予算において、保護費関連の予算が初めて盛り込まれることとなり、保護費の審査が再開し、待機期間は徐々に縮小しました。政府による2023年度の公的シェルターの提供者数は過去最多となり、保護費の受給者数も一気に増加しています。JARによる住居支援の数が公的支援を上回る状況は続いているようですが、一定の改善がみられたと捉えています。

しかし、2024年4月以降、安定した収入や職を得る前に保護費の支給が打ち切られるケースや、住居費の減額により、安定した住居の確保が困難となる事態が発生しています。その時々予算の有無や来日時期にかかわらず、難民申請者の生きる権利が確実に保障される制度が構築されなければなりません。今後も保護費の改善に向けた働きかけを行います。



保護費の課題と改善に関する政府関係者などへの説明資料

## REPORT 2

### 2023年「改正入管法」の施行に向けた対応

2023年6月、日本で暮らす難民の保護の悪化につながる内容を多く含む「改正入管法」が成立しました。JARでは、1年後の全面施行に備えて、他の支援団体や弁護士、国会議員と連携し、情報収集や政府に対する課題提起を行いました。

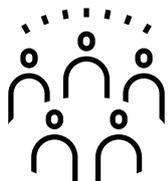
3月には、政府から「施行規則」の案が提示されました。難民申請者の送還に関する手続きの適正性が十分に確保されておらず、対象者の権利を保障しないかたちで監理措置の運用が検討されているといった課題について、パブリックコメントを提出し、具体的な改善策を提示しました。また、改正法に対する社会の関心が薄れないよう、メディアへの働きかけや発信を継続しています。

2024年6月から改正法が施行され、難民申請者への悪影響を最小限にするための一層の取り組みが必要です。支援現場と連携し、難民申請を複数回行っている方に対する法的支援の拡充や、法改正に関する情報提供を行っています。

2023年の国会での法案審議は、現行の難民認定制度の課題を広く社会に共有する機会となりました。法案と共に採択された附帯決議では、制度の具体的な改善策が提示されています。その実現を求めると共に、難民として認定されるべき人が認定される制度の確立に向けた働きかけを引き続き行います。



記者懇談会の様子(全国難民弁護士連絡会議との共同開催)



広報活動

PUBLIC RELATIONS

## 難民受け入れの潮流をつくる

難民とともに暮らせる社会を目指し、  
理解と共感の輪を広げます。

日本社会で難民は身近な存在になりつつありますが、難民が直面する課題はまだ十分に知られていません。難民に対する誤解に基づいた認識も存在します。多くの方が理解を深め、支援の輪が広がるよう発信し、社会の変化を生み出していきます。

### REPORT 1

#### 難民の受け入れ課題を伝え、 共感を広げる取り組み

相談者の急増による支援現場のひっ迫を受けて、難民申請者の置かれた窮状に関するウェブレポート「難民申請者はどう生きてゆくのか?」を公開しました。改正入管法の施行後、社会の注目が下火になる中、依然として改善されない保護費の構造的課題を改めて提示しました。SNSを通じて多くの方に記事が読まれるとともに、複数のメディア掲載等を通じて広く伝えることができました。

4年ぶりに会場開催した「難民アシスタント養成講座」は141人の申込がありました。非正規移民・難民をめぐる排除の歴史、国際人権法の視点を学ぶ講義を取り入れ、難民問題を捉え直す充実した講座となりました。第9回となるチャリティラン&ウォーク「DAN DAN RUN 2024」は、60人の実行委員および当日ボランティアが主導し、約360人の参加を得ました。



対面開催も復活しさらに熱気にあふれた難民アシスタント養成講座



幅広い方に楽しめる DAN DAN RUN 2024。ボランティアの方が運営し実施

### REPORT 2

#### 他の社会課題とつながる - 問題の交差性を意識

「難民問題」という切り口だけでなく他の社会課題との共通項を見出し、多角的に難民の置かれた状況を伝える発信にも取り組みました。「警察による不当な職務質問(レイシャルプロファイリング)の改善を求める署名キャンペーン」に賛同表明し、難民の方の被害経験も発信するなど問題提起を行いました。難民移民に対するヘイトスピーチに対してはSNSを通じて明確に反対の意を示しました。イベント「難民やLGBTQじゃなくて、『わたし』の話」では、マイノリティ性を持つ方々から、社会のレッテル貼りに抗いたい、個人を見てほしい、不公正な制度や社会を変えるために共に声をあげてほしいなどの思いを聞き、参加者が自分にひきつけて考える機会となりました。

ウェブマガジン「ニッポン複雑紀行」からは初の書籍『密航のち洗濯』を出版。第46回講談社本田靖春ノンフィクション賞を受賞しました。



ほかの社会課題との交差性から難民についても考えた「『わたし』の話」イベント



参加者間で対話(同イベントにて)

「ニッポン複雑紀行」で初出版

# メディア掲載実績一覧

改正入管法の施行や難民の生活困窮をめぐり多数のメディアからの問い合わせに応えたほか、年間で53件のメディア掲載が実現しました。

新聞	2023.11.18	(be report) 困窮する難民申請者 不十分な公的支援、野宿する人も／朝日新聞
	11.28	知る・想像する難民問題／少年写真新聞社「図書館教育ニュース」(学校向けの壁新聞)
	12.22	ファストリ柳井氏、難民支援協会に1億円寄付／日本経済新聞
	12.30	Japanese Universities Serve Special Dishes from Refugees' Homelands to Promote Awareness／The Japan News(読売新聞社英字新聞)
	8.29	社説：'23平和考 増える難民と日本 手を差し伸べられる国に／毎日新聞
2024.6.21	「戻れば殺されるかもしれない」難民のことを知ってほしい 世界難民の日、日本からの「強制送還」におびえる声／東京新聞	
テレビ	2023.6.10	改正出入国管理法が施行 難民申請3回目以降 強制送還対象に／NHK
ラジオ	2023.12.14	食を通じた難民支援「Meal for Refugees」／TOKYO FM「サステナ*デイズ」
	12.21	社会をどう設計していくか? 貧困の実情と課題／TBSラジオ「荻上チキ・Session」
ウェブメディア	2024.2.20	どうしたら難民と共に生きる日本社会をつくれる? ビジネスリーダーたちが始めた新しい連携の「輪」とは／ハフポスト
	6.10	Japan's new deportation rule for asylum seekers raises rights concerns／Nikkei Asia
雑誌	2023.9.13	Refugee crisis イタリア社会を悩ます難民問題の今／TRANSIT 61号
	11.17	日本に逃れた難民の人権—支援団体の視点から／国際人権(2023年報) 34号

## 支援者の声

### VOICE 1



寄付者  
柳井 正さん  
株式会社ファストリ  
テイリング代表取締役  
会長兼社長

世界の対立・分断が進む中、難民問題はますます深刻な状況に陥っています。この問題は私たちと無関係な遠い世界の話ではありません。本来は誰もが、平和で安定した生活を送ることのできる世の中でのなければなりません。私は今回、やっとの思いで来日したものの公的支援がなかなか受けられず苦境に立たされている難民の方々への緊急生活支援として、寄付することを決めました。より多くの企業、個人の皆さまがこの問題に関心を持ち、活動にご賛同いただけることを心から願っています。

### 難民スペシャルサポーター

毎月のご支援が難民の命と未来を支えます

月1,500円～継続的にご寄付をいただく支援の方法です。日本に逃れてきた難民の方々をサポートする私たちの活動は、多くの方のご支援と託して下さる想いによって実現しています。

くわしくは ▼

ウェブサイト [www.refugee.or.jp/support/](http://www.refugee.or.jp/support/)



当会へのご寄付は寄付金控除の対象です。

### VOICE 2



難民スペシャル  
サポーター・  
ボランティア  
瓜生 知寿子さん

約30年前にラオス難民の支援に携わりました。日本の難民受け入れは厳しいですが、行き場を失った人を見捨てるわけにはいきません。最初の一步は関心を持ち、次にできる方法を見つけ行動に移すこと。それで風向きは変えられると信じています。人々がこの国に来てよかったと思える日が来ることを、そして日々奮闘するJARスタッフを支えるサポーターが一人でも増えることを、願っています。

### VOICE 3



難民スペシャル  
サポーター  
宮城 良太さん

知り合ったアフリカ出身の青年が、寝る場所が無くレストランの倉庫を貸してもらい椅子に座ったまま睡眠をとっていることを聞き、私の会社の寮に招き入れたのが難民支援のきっかけです。JARへの支援は、命からがら逃げて来た人々への支援、そして共生社会への希望となればと始めました。入国管理や治安など問題解決は簡単ではないですが、注視、支援していくのが使命だと思います。

# 企業・団体からのご協力

## パートナー

- ・ 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

## 寄付

- ・ 株式会社アップルツリーファクトリー
- ・ イエズス会マリア・メディカルサポート基金
- ・ 市川友の会
- ・ 株式会社INPEX
- ・ インマヌエル深川キリスト教会
- ・ 株式会社エトス
- ・ 大阪大学生協同組合
- ・ 幼きイエス会(ニコラ・バレ)
- ・ オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所  
オリック東京法律事務所・外国法共同事業
- ・ 有限会社カルフ
- ・ 関西学院大学 生活協同組合
- ・ 暁星小学校
- ・ クラレ東京ふれあい募金
- ・ クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業
- ・ 宗教法人孝道山本仏殿
- ・ 栄屋乳業株式会社
- ・ 浄土宗 林海庵
- ・ 新日本管財株式会社 互助会
- ・ 真如苑
- ・ 学校法人信望愛学園 山口天使幼稚園
- ・ 3909合同会社
- ・ 宗教法人聖心会
- ・ ソウ・エクスベリエンズ株式会社
- ・ DAN DAN RUN実行委員会
- ・ 株式会社帝北ロジスティックス
- ・ 一般社団法人 東京アメリカンクラブ コネクションズ
- ・ 東京ロータリークラブ
- ・ 株式会社BISHOP MUSIC
- ・ ブルームバーグ エル・ビー
- ・ 公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団
- ・ 三菱マテリアル株式会社
- ・ 株式会社モイ

## 助成・委託

- ・ 独立行政法人国際協力機構(株式会社日本開発サービスとの合併で受託)
- ・ デンソーグループはあとふる基金
- ・ 日本労働組合総連合会
- ・ 公益財団法人 パブリックリソース財団
- ・ 特定非営利活動法人フードバンクTAMA
- ・ 立正佼成会 一食平和基金

## プロボノ

- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
- ・ オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所  
オリック東京法律事務所・外国法共同事業
- ・ GT東京法律事務所 グリーンバーグ・トラウリグ外国法事務弁護士事務所  
(外国法共同事業)
- ・ TMI 総合法律事務所
- ・ ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
- ・ 長島・大野・常松法律事務所
- ・ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
- ・ フレッシュフィールズブルックハウスデリングー法律事務所 / フレッシュ  
フィールズブルックハウスデリングー外国法事務弁護士事務所(外国  
法共同事業所)
- ・ ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
- ・ ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
- ・ ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業
- ・ ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所  
(外国法共同事業)
- ・ モリソン・フォースター法律事務所(外国法共同事業 モリソン・フォー  
スター外国法事務弁護士事務所)
- ・ 森・濱田松本法律事務所
- ・ モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務弁護士事務所 モルガン・ル  
イス&バッキアス法律事務所(外国法共同事業)
- ・ 株式会社 LIFE.14
- ・ ロープス&グレー外国法共同事業法律事務所
- ・ 早稲田リーガルコモンズ法律事務所

## 物品・サービス・その他協力

- ・ 一般社団法人あじいる
- ・ ovgo Baker
- ・ キーン・ジャパン合同会社
- ・ 株式会社神戸物産
- ・ Sansan株式会社
- ・ 株式会社チェリオコーポレーション
- ・ パルシステム生活協同組合連合会
- ・ 株式会社PR TIMES
- ・ 一般財団法人 ファーストリテイリング財団
- ・ 特定非営利活動法人フードバンクTAMA
- ・ 有限会社フェント
- ・ 一般社団法人United Will
- ・ 株式会社 レアールパスコベーカーリーズ

(五十音順・敬称略)

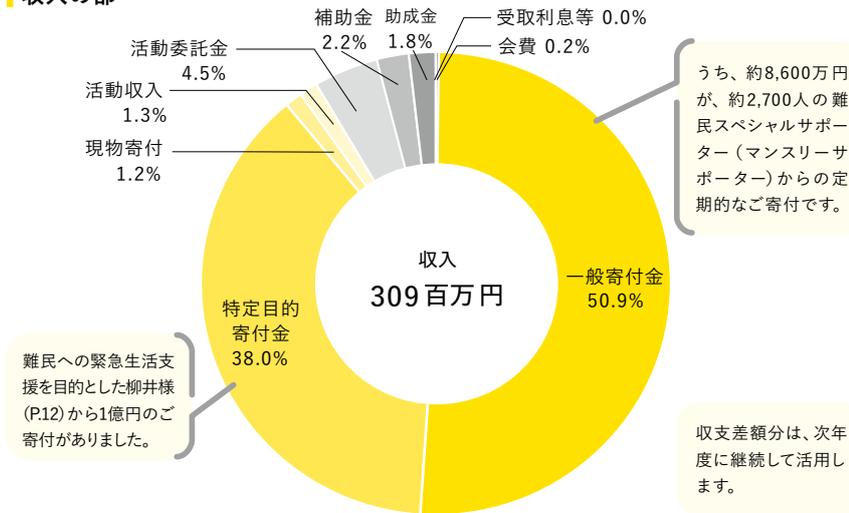
※ プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等により、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。  
※ 紙面の都合上、原則として10万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。  
※ 犬養道子基金について: 長年当会をご支援いただいておりますが、2018年1月に当会にて基金を引き継がせていただきました。上記一覧には、本年度に犬養道子基金にご寄付いただいた団体も含まれております。

# 会計



会計報告の詳細はウェブサイトより  
ご覧いただけます。  
<https://www.refugee.or.jp/financials>

## 収入の部



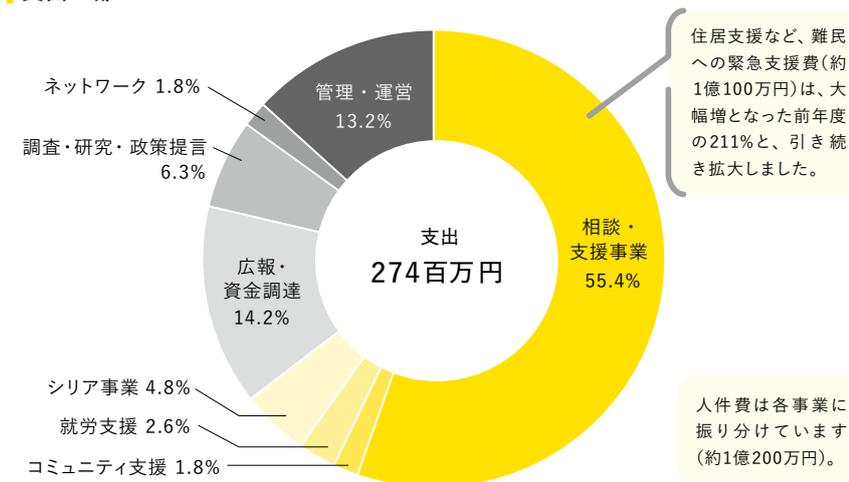
## 収入

単位（円）

会費	594,000
一般寄付金	157,575,477
特定目的寄付金	117,670,025
現物寄付	3,683,243
活動収入	3,911,640
活動委託金	13,790,750
補助金	6,791,230
助成金	5,730,000
受取利息等	13,031
合計	309,759,396

上記は一般正味財産です。加えて、故犬養道子様より2017年度にいただいた遺贈を指定正味財産としており、残高は60,151,405円です。

## 支出の部



## 支出

単位（円）

相談・支援事業	152,200,309
コミュニティ支援	4,820,850
就労支援	7,242,542
シリア事業	13,159,226
広報・資金調達	38,968,781
調査・研究・政策提言	17,355,837
ネットワーク	4,897,021
管理・運営	36,319,416
合計	274,963,982

相談・支援事業	事務所や外部における難民への情報提供・相談対応や困窮した難民への緊急支援
コミュニティ支援	難民とコミュニティの社会統合への支援
就労支援	難民への職業紹介及び就労を容易にするための支援
シリア事業	シリア難民留学生の受け入れ事業
広報・資金調達	難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための活動及び寄付受け入れへの活動
調査・研究・政策提言	難民保護に関する調査、研究及び政策提言
ネットワーク	関連機関との難民保護等に関する経験交流と事業実施における協力
管理・運営	事務所維持・事業管理の運営費

## [ 独立監査人の監査報告書抜粋要約 ]

### 監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の財務諸表等<sup>※</sup>が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

※2023年度の活動計算書、貸借対照表と財務諸表に対する注記、財産目録

2024年9月9日

藤澤公認会計士事務所  
東京都文京区

藤澤 祐貴

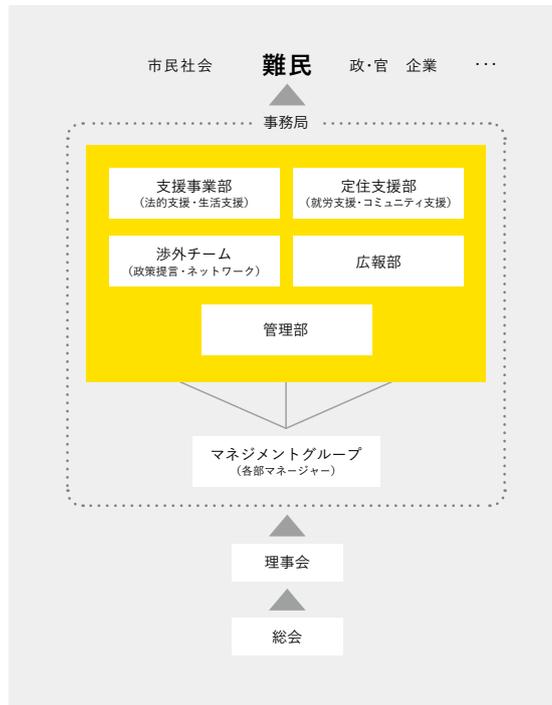
正式名称	特定非営利活動法人 難民支援協会
英語名	Japan Association for Refugees
所在地	〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
代表理事	石川 えり
設立	1999年7月17日
法人格取得	1999年11月16日
認定NPO法人	2020年2月3日更新(東京都) 初回は2008年5月1日に国税庁より認定
事務局スタッフ	33名(非専従職員を含む) 休職中のスタッフは除く

## 役員・顧問一覧

代表理事	石川 えり
副代表理事	畠 健太郎 団体職員
理事	赤坂 むつみ 難民支援協会事務局員
	阿部 春奈 難民支援協会事務局員
	井内 摂男 団体役員
	石井 宏明 団体役員
	大江 修子 弁護士
	可部 州彦 難民支援協会事務局員
	滝本 哲也 団体職員
	長島 美紀 団体役員
	新居 みどり 外国人支援団体職員
	新島 彩子 難民支援協会事務局員
	二村 伸 ジャーナリスト
	野村 国康 会社役員
監事	油井 緑 弁護士
顧問	新垣 修 大学教員
	市川 正司 弁護士
	鈴木 雅子 弁護士
	永峰 好美 ジャーナリスト
	森 恭子 大学教員、社会福祉士

※難民支援協会は国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)駐日事務所のパートナーです。

## 組織図



## 参加しているネットワーク

- ・International Detention Coalition (IDC)
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- ・新宿区多文化共生連絡会
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)
- ・東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

## 受賞歴 (抜粋)

2006年 1月	第20回東京弁護士会人権賞(東京弁護士会)
2009年 8月	第21回毎日国際交流賞(毎日新聞社)
2013年 1月	2012年度地球市民賞(国際交流基金)
2013年12月	エクセレントNPO大賞(「エクセレントNPO」をめざそう市民会議)
2016年10月	第8回沖縄平和賞(沖縄県)
2019年 7月	第52回社会貢献者表彰(社会貢献支援財団)
2020年 7月	第1回ジャーナリズムY賞(ジャーナリズム支援市民基金)





〒 101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-2 TASビル 4階

☎ 03-5379-6001

✉ info@refugee.or.jp

🌐 www.refugee.or.jp

✕ 📷 📞 @ja4refugees

🗉 難民専用フリーダイヤル | for refugees (toll free)  
0120-477-472

再生紙を使用しています